

育成医療を申請される方へ

育成医療は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて、身体上の障害を有する児童が、その疾患を放置すると将来不自由を残すと認められる場合に、その治療に対して、医療費を給付する制度です。制度を利用できるのは、満 18 歳未満の児童となっています。給付対象疾患・指定医療機関が定められていますので、一度子育て世代包括支援センターまでお問い合わせください。

申請には次の書類が必要です。

1. 自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書
記入例・所得区分チェックシートを参考に記入してください。
2. 自立支援医療（育成医療）意見書
主治医が作成します。
3. 健康保険証のコピー
世帯を確認するために必要です。「記号及び番号」「保険者名」「保険に加入している方全員の名前」が分かるようにコピーをとってください。
4. 同意書
所得・課税状況から自己負担限度額の上限を確認するために必要です。同意して頂ける方については、市町村で課税状況を確認しますので手続きが簡単になります。ただし、同意を頂いても確認できなかった場合、後日書類を提出して頂きます。

※ 平成 28 年 1 月から、育成医療の申請にはマイナンバーが必要になりました。

(注) 市町村民税額（所得割）が 23 万 5 千円以上ある方で「重度かつ継続」に該当しない方は、障害者自立支援法では公費負担対象外となりますので、ご了承ください。

お問い合わせ・申請

橋本市役所 子育て世代包括支援センター
TEL 33-1111（代表）
33-0039（直通）